

雇用保険法

(昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号)

最終改正:平成二四年三月三十一日法律第九号

(適用事業)

第五条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

- 2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、[労働保険の保険料の徴収等に関する法律](#)（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）の定めるところによる。

(適用除外)

第六条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

- 一 六十五歳に達した日以後に雇用される者(同一の事業主の適用事業に同日の前日から引き続いて六十五歳に達した日以後の日において雇用されている者及びこの法律を適用することとした場合において第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者又は第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
- 二 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者(この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
- 三 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者(前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)

四 季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもの

五 [学校教育法](#)（昭和二十二年法律第二十六号）[第一条](#)、第二百二十四条又は第三十四条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前各号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

六 [船員法](#)（昭和二十二年法律第百号）[第一条](#)に規定する船員（[船員職業安定法](#)（昭和二十三年法律第百三十号）[第九十二条第一項](#)の規定により[船員法第二条第二項](#)に規定する予備船員とみなされる者及び[船員の雇用の促進に関する特別措置法](#)（昭和五十二年法律第九十六号）[第十四条第一項](#)の規定により[船員法第二条第二項](#)に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。）であつて、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者（一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。）

七 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの